



関西圏国家戦略特区における取組状況

1 現在の取組状況

関西圏国家戦略特区の目標・政策課題

- ・健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成
 - 再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化の推進
- ・チャレンジな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市の形成
 - 人材の集まる都市環境、雇用環境等の整備

取組状況(大阪府、兵庫県、京都府)

① 保険外併用療養の特例 [先進医療審査を6か月から3か月に短縮] (関西圏が全国初)

- ・大阪大学医学部附属病院、国立循環器病研究センター、京都大学医学部附属病院が、スピーディーに先進医療を提供。

② 病床規制に係る医療法の特例 [基準病床数に加えて増床を容認] (関西圏が全国初)

- ・「(仮称)神戸アイセンター」の整備。(先端医療振興財団、平成29年10月頃竣工予定)

③ エリアマネジメントに係る道路法の特例 [占用許可に係る余地要件※の適用除外]

- ・公道を利用して一般市民の福祉機器の体験会、障害を持ちながら活躍するアスリートのパフォーマンスなどを実施。(グランフロント大阪TMO)

※余地要件:道路を占用しなければならない積極的な理由が必要であるという要件。

④ 歴史的建築物に係る旅館業法施行規則の特例 [フロント設置要件の適用除外]

- ・篠山城下町の古民家等を活用した宿泊施設の営業。
(一社)ノオト、平成27年10月オープン予定)

⑤ 課税の特例措置 [特別償却・投資税額控除等] (関西圏が全国初)

- ・京大病院先端医療機器開発・臨床研究センターにおいて、iPS細胞由来の血小板製剤供給事業の製造プロセス開発に用いる培養機器等に適用。((株)メガカリオン)

⑥ グローバル企業等の相談窓口としての雇用労働相談センターの設置

- ・国が、グランフロント大阪ナレッジキャピタル内に「雇用労働相談センター」を設置(H27.1.7)。



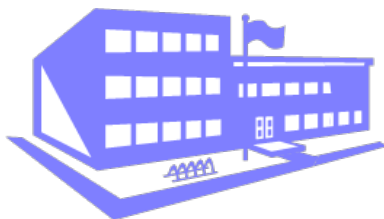
2 今後の取組（大阪府、京都府）

国家戦略特区法改正法案に新たに盛り込まれている特例を活用

①公設民営学校の実現

[公立学校の運営を民間に開放]

- ・大阪府において公設民営学校でグローバル教育などを実施予定。



②地域限定保育士試験の実施

[保育士試験を年2回実施し、2回目の保育士試験合格者に地域限定の保育士資格を付与]

- ・大阪府が平成27年10月に地域限定保育士試験を実施すべく準備中。



③外国人家事支援人材の活用

[家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化]

- ・大阪府において、事業者が外国人を雇用して家事支援サービスを提供予定。



④iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁

- ・京都府の事業者が、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造することを検討。



①（仮称）神戸アイセンターの整備など健康・医療の取組

【認定済】

（仮称）神戸アイセンターの整備

■ 病床規制に係る医療法の特例
（病床の新設・増床の容認）

・ 基礎研究から臨床応用、治療、リハビリまでをトータルで対応

<センターの機能>

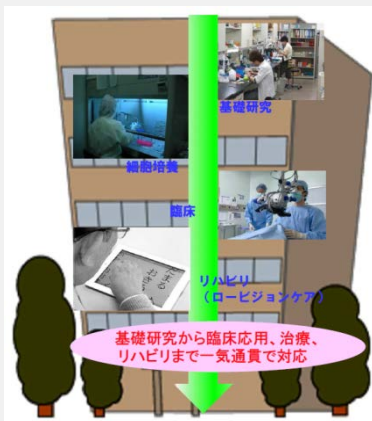
研究所、眼科病院、
細胞培養施設、
リハビリ施設

<入居予定事業者>

理化学研究所
先端医療振興財団
公益社団法人 等

<整備スケジュール>

平成28年 6月頃 着工
平成29年10月頃 竣工



効果

- ・ 新規病床30床
- ・ iPS細胞を用いた世界初の網膜治療をはじめとする再生医療の実用化を加速

【今後の取組】

■ 既存の規制緩和メニュー
□ 提案中の新たな規制緩和

先進医療の中核拠点の形成

■ □ 保険外併用療養の特例（先進医療審査の迅速化）

・ 臨床研究中核病院等と同水準の医療機関の認定を受けた上で、保険外併用療養の特例を活用して先進医療を提供

① 神戸大学医学部附属病院（県立こども病院と連携等）

② 神戸医療産業都市に集積する高度専門病院群

（先端医療センターなど7機関、約1,400床の一体認定を提案）



神戸大学医学部附属病院

粒子線治療装置の海外輸出促進

□ 粒子線医療OJT研修を受ける外国人医療チーム構成員の在留期間の延長（兵庫県粒子線医療センター）

・ 研修受講国への日本製の粒子線治療装置の輸出促進



創薬や医療機器開発等の促進

□ 再生医療等製品の製造所での製造プロセス検証テストの要件緩和



□ 医療機関が実施する先進医療に係る検体検査の一部工程の外部委託容認

■ 開発許可の手続簡素化

・ 神戸発の手術支援医療ロボット等の開発拠点の整備推進

②歴史的建築物利用宿泊事業など都市環境整備等の取組

【認定済】

歴史的建築物利用宿泊事業

- 歴史的建築物に係る旅館業法施行規則の特例
(代替する設備があれば玄関帳場(フロント)は不要)

- ・(一社)ノオトが、篠山城下町の古民家等の空き家を、宿泊施設、レストラン等として活用
(平成27年10月オープン予定)



効果

- ・地域の魅力を向上することにより、インバウンドの増大など観光振興に寄与

【今後の取組】

- 既存の規制緩和メニュー
- 提案中の新たな規制緩和

国際的なビジネス拠点の形成

- 工場拡張に係る**農振除外要件の緩和**

既存の工場を拡張するため農振除外をする場合、雇用創出効果が高い場合においては、土地改良事業完了後8年未満であっても農振除外を容認



- ・工場立地・工場拡張の促進

- 国際企業(外国・外資系企業)の業務実態に応じた労務規制の緩和

国際企業(外国・外資系企業)において、多様な働き方の選択を可能とするとともに、時差のある国との調整等が求められるポストを日本に置きやすくするため、労使間で合意が得られた場合、**深夜の割増賃金の支払い不要化**

- ・国際企業(外国・外資系企業)の立地促進

- 都市計画決定等の特例

国家戦略特区計画に記載して総理大臣認定を受けた事業については、都市計画法や土地区画整理法等に基づく**許認可等がなされたものとみなす**

- ・兵庫の玄関口にふさわしい**神戸三宮地区**の再整備



農業生産法人・農家レストラン

- 農業生産法人の設立要件の緩和、農家レストランの農用区域内への設置(県内各地域)



水素エネルギーの活用

- 水素エネルギーの実用化や水素ステーションの設置促進のための高圧ガス保安規制等の緩和

危険物離隔距離制限の緩和等

